

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	北海道沼田町

第5期 沼田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農業推進課農業振興グループ
所在地 雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号
電話番号 (0164) 35-2114
FAX番号 (0164) 35-2393
メールアドレス nougyou@town.numata.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ユキウサギ、キツネ、カラス類、ハト類、アライグマ、タヌキ、ヒグマ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	沼田町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積	被害額
エゾシカ	水稻	45.56ha	8,553千円
	そば	19.60ha	488千円
	秋小麦	2.66ha	60千円
	大豆	9.17ha	315千円
	小豆	0.06ha	4千円
	てん菜	0.60ha	60千円
	ブロッコリー	0.15ha	46千円
	ブドウ	0.10ha	11千円
ユキウサギ	水稻	0.05ha	10千円
	大豆	0.94ha	32千円
	ブロッコリー	0.15ha	46千円
	花き	0.05ha	58千円
キツネ	水稻	0.09ha	17千円
	そば	1.10ha	27千円
	小豆	0.01ha	1千円
	スイートコーン	0.05ha	1千円
	ブドウ	0.01ha	1千円
	自家野菜	0.16ha	-千円
カラス類	加工用トマト	0.11ha	40千円
	ミニトマト	0.02ha	75千円
ハト類	大豆	0.20ha	7千円
	ミニトマト	0.01ha	38千円
	自家野菜	0.10ha	-千円
アライグマ	水稻	0.46ha	87千円
	スイートコーン	0.28ha	3千円
	ブドウ	0.20ha	21千円
	自家野菜	0.26ha	-千円
タヌキ	スイートコーン	0.05ha	1千円
ヒグマ	被害なし	目撃報告	16件

合 計	82. 20a	10, 002千円
-----	---------	-----------

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○鳥獣ごとの被害の傾向	
・エゾシカ	春先から夏にかけては、水稻・大豆・小麦の新芽や若葉の食害、水田の畦や畑作物の踏圧被害がある。また、秋には収穫間際の水稲・畑作物の踏圧被害が多発し、収穫した製品への悪影響が多く、冬には樹皮剥ぎ被害が起きている
・ユキウサギ	ブドウや大豆の新芽やツルの食害が発生し、収穫物の収量に大きな被害を与えている
・キツネ	施設園芸作物の食害や施設の破損被害、納屋や空き家に住み着き糞尿などの被害が起きている
・カラス類	糞尿や畑作物を荒らす等の被害がある。特に5月頃には、畑作圃場において、播種した種の食害が発生しているほか、子育ての時期であることから、人を襲うなどの被害がある
・ハト類	食害・糞害等は潜在的に発生している
・アライグマ	スイートコーンを中心とした農作物被害、備蓄米や種粃の食害及び糞尿被害が起きている
・タヌキ	糞尿などによる生活環境被害や精神的被害がある
・ヒグマ	目撃情報は年々増加し、人家や温泉地付近にも出没している状況であり、住民生活や観光地に不安がある

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和5年度)	備考(軽減率)
エゾシカ被害面積	77. 90ha	70. 11ha	10. 00%
被害金額	9, 537千円	8, 583千円	10. 00%
ユキウサギ 被害面積	1. 19ha	1. 07ha	10. 00%
被害金額	146千円	131千円	10. 00%
キツネ 被害面積	1. 42ha	1. 28ha	10. 00%
被害金額	47千円	42千円	10. 00%
カラス類被害面積	0. 13ha	0. 12ha	10. 00%
被害金額	115千円	104千円	10. 00%
ハト類 被害面積	0. 31ha	0. 28ha	10. 00%
被害金額	45千円	41千円	10. 00%
アライグマ 被害面積	1. 20ha	1. 08ha	10. 00%
被害金額	111千円	100千円	10. 00%

タヌキ	被害面積 被害金額	0.05ha 1千円	0.04ha 0.9千円	10.00% 10.00%
ヒグマ	被害面積 被害金額	被害なし	0.00ha 0千円	0.00% 0.00%
計		82.20ha 10,002千円	73.98ha 9,002千円	10.00% 10.00%

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・銃によるエゾシカの捕獲 ・くくりわな、箱わなの捕獲機材の導入 ・実施隊の設置（町職員7名） ・北海道猟友会北空知支部沼田部会による巡回 ・有害鳥獣捕獲助成金の拡充 ・電気止め刺し機の導入 ・IoTセンサーカメラの導入 ・長距離無線式捕獲パトロールシステムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカは、銃器の使用ができない夜間に出没することが多いことから、銃器による効果的な捕獲が困難である点 ・捕獲個体の処理にかかる負担の軽減 ・わな機材を取扱う技術の向上 ・農作物被害への慣れによる意識低下 ・猟友会会員の高齢化・減少
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に電牧柵を37,260m設置（更新地区） ・平成27年度に電牧柵を4,062m延長設置（更新地区） ・令和元年度に電牧柵を4,810m延長設置（更新地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置地区での被害軽減効果は絶大であるが、未設置地区にエゾシカが侵入し、食害や踏圧被害が発生している ・隣接する地区での被害が多発していることから、全町的に設置することを有害鳥獣対策委員会で検討 ・設置後の管理は、地域で行うため、地域全体での取組み強化

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

【総合的取組】

- ① 農業者自らが農地を守ることが基本であり、くくりわな、箱わな等による捕獲駆除の推進
- ② 銃取得者の推進
- ③ 町・JA職員等の鳥獣対策を業務とする者による、狩猟免許・銃の取得者の増化、育成を図る
- ④ 防護柵等の設置延長の検討
- ⑤ 止めさし作業等の効率化を検討

【エゾシカ】

- ① 沼田町有害鳥獣対策委員会により、くくりわなを無償で貸出し
- ② わな猟免許取得者の増員及びエゾシカの習性に関する研修会（くくりわなの設置方法等）の実施
- ③ 電牧柵設置について、農事組合や沼田町有害鳥獣対策委員会、JA、町及び農業関係機関との連携により、効果的な設置と駆除方法を併せて検討
- ④ 町職員による電気止め刺し等、駆除の効率化を図る

【ユキウサギ】

- ① 北海道猟友会北空知支部沼田部会での銃器による駆除を継続実施
- ② 罟猟免許取得者による駆除を実施

【キツネ】

- ① 北海道猟友会北空知支部沼田部会での銃器による駆除を継続実施
- ② 罟猟免許取得者による駆除を実施

【カラス類】

- ① 北海道猟友会北空知支部沼田部会での銃器による駆除を継続実施
- ② 被害状況に応じ、箱わなによる駆除も実施

【ハト類】

- ① 北海道猟友会北空知支部沼田部会での銃器による駆除を継続実施

【アライグマ】

- ① 出没情報の収集に努め、生息区域の把握を図る
- ② 沼田町有害鳥獣対策委員会により、箱わなを無償で貸出す
- ③ 効果的な防護・駆除を行い、被害の減少に努める

【タヌキ】

- ① 被害状況に応じ、箱わなによる駆除を実施

【ヒグマ】

- ① 出没情報の収集に努める
- ② 出没状況に応じ、銃器や箱わなの設置による的確な捕獲を実施し、被害を防止していく
- ③ 町職員による電気止め刺し等、駆除の効率化を図る

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【実施隊の設置】

①平成24年度より設置している実施隊の活動を継続

【沼田町有害鳥獣対策委員会による活動】

①くくりわな、箱わなの無償貸出の継続

②わな猟免許取得者・取得希望者に対する現地講習会の実施

③銃・わなにより捕獲された個体の運搬・処理

④銃・わな猟免許新規取得者・更新者への支援

⑤エゾシカ捕獲報奨金の実施（銃器による捕獲10,000円/頭）（わなによる捕獲8,000円/頭）

⑥アライグマ捕獲報奨金の実施（1,000円/頭）

⑦熊捕獲報奨金の実施（50,000円/頭）また、出勤者に対しては熊が捕獲できない場合においても、1人1日4時間以上の者は10,000円、4時間未満の者は5,000円助成

【北海道猟友会北空知支部沼田部会への委託】

①北海道猟友会北空知支部沼田部会に対し、年間の鳥獣駆除・巡回業務の活動を委託契約

【電牧柵】

①平成25年度以降に設置した電牧柵が適切な効果を発揮するための管理作業は、更新地区電牧柵管理組合が実施

【捕獲鳥獣の止め射し】

①くくりわな等により捕獲した鳥獣は、北海道猟友会北空知支部沼田部会に止め射しを依頼

②止め射しや解体処理の実施に対し、処理料として支援

③町職員等による止め刺し対応

【鳥獣被害対策実施隊員のライフル銃所持】

①猟友会会員の高齢化・減少に伴い、殺傷力があり且つ有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要である

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	エゾシカ ユキウサギ キツネ	①くくりわな猟等の狩猟者の育成 ②わな機材等の購入 ③狩猟免許取得推進・講習会の実施

	カラス類 ハト類 アライグマ タヌキ ヒグマ	④銃器による狩猟者の育成 ⑤生息状況の把握 ⑥電気止め刺し機の導入
--	------------------------------------	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
①対象鳥獣のうち、近年多大な農業被害を及ぼすエゾシカについて重点的な駆除を計画する
②エゾシカの捕獲計画頭数については、令和2年度の銃器・わなでの捕獲・駆除実績に加え、狩猟者の捕獲技術の向上と、それに伴う捕獲頭数の増加を見込んで計画する
③アライグマの捕獲計画頭数については、令和2年度の捕獲・駆除実績より増加を想定し、計画する
④ヒグマについては、事前の防除対策を講じることがを基本とし、出没状況に応じ、平成26年度、平成28年度、令和元年度に購入した箱わなにより捕獲対応する
⑤その他の鳥獣については、令和2年度の捕獲・駆除実績より増加を想定し、計画する

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エゾシカ	130頭	143頭	156頭
ユキウサギ	25頭	25頭	25頭
キツネ	20頭	20頭	20頭
カラス類	45羽	45羽	45羽
ハト類	25羽	25羽	25羽
アライグマ	120頭	132頭	144頭
タヌキ	出没状況に応じて決定する		
ヒグマ	出没状況に応じて決定する		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲手段：銃・くくりわな・箱わな等（原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う）

捕獲予定場所：町内全域 捕獲鳥獣：エゾシカ、ユキウサギ、キツネ、カラス類、ハト類、アライグマ、タヌキ、ヒグマ

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 ①エゾシカは体格が大きく、また、警戒心が強いいため射撃距離が長くなることから、殺傷力があり且つ有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要である。捕獲実施は、市内全域を対象に通年捕獲を行う ②ヒグマについては、箱わなによる捕獲時の他個体への対応、危険区域巡回時において殺傷力があり且つ有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要である。捕獲実施は、市内全域を対象に冬期間を除く捕獲を行う

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
沼田町	エゾシカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エゾシカ	被害状況を踏まえ必要に応じて整備を検討する	被害状況を踏まえ必要に応じて整備を検討する	被害状況を踏まえ必要に応じて整備を検討する

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	エゾシカ ユキウサギ キツネ カラス類 ハト類 アライグマ タヌキ ヒグマ	生息環境管理（農地をエサ場にしない取組、農道・法面・畦畔の草刈り、山林と農地との間の草刈り等）の強化を図ることで、鳥獣の農地への出没を抑制する 平成25年度以降に設置した電牧柵の維持管理

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
沼田町	住民への広報、連絡調整
深川警察署沼田警察庁舎	出没現場整理、付近住民への広報
深川地区消防組合沼田支署	危険区域巡回
北海道猟友会北空知支部沼田部会	危険区域巡回、出没時駆除・巡回
J A 北いぶき沼田支所	農業者への周知
空知森林管理署北空知支署	国有林内作業員への連絡
三井物産フォレスト(株)	民有林内作業員への連絡
北空知森林組合	民有林内作業員への連絡
更新地区電牧柵管理組合	組合員への周知

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙連絡体制図添付

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、原則として持ち帰り、処理施設（空知興産(株)、

北空知衛生センター組合)での処分とするが、地理的要因などで処理施設への搬送が困難な場合には、捕獲現場で埋設する

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- ①捕獲後、時間内に搬入可能な一部については、食肉処理施設に搬入し、食肉処理を行う
- ②捕獲後、一部は自家消費等、有効活用にも利用する

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	沼田町有害鳥獣対策委員会
構成機関の名称	役割
沼田町	農業被害情報の収集・連絡調整等
北海道猟友会北空知支部沼田部会	対象鳥獣の駆除・個体数調整・情報提供等
沼田地区農事組合長会	地域での担い手確保
農業者	わなでの捕獲・情報提供等
J A北いぶき沼田支所	農業被害情報の収集等
更新地区電牧柵管理組合	更新地区における電牧柵の維持管理情報提供等
沼田町土地改良区 空知農業改良普及センター北空知支所	被害対策アドバイス

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
空知総合振興局産業振興部農務課	鳥獣害防止に関する協議、鳥獣害防止総合対策事業の指導に関すること
空知総合振興局保健環境部環境生活課	鳥獣害防止対策の窓口（捕獲許可等）

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を

記入する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

(平成24年度設置)

構成：沼田町、北海道猟友会北空知支部沼田部会

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するに当たっては、狩猟に関する関連法令の遵守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努めるものとする

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。